

## 金沢家庭裁判所委員会（第37回）議事概要

### 1 開催日時

令和5年6月29日（木）午前10時～午後零時

### 2 開催場所

金沢地方・家庭裁判所裁判員候補者待合室

### 3 出席者

児堀達也委員、武腰一憲委員、武田智美委員、中村雅代委員、林俊之委員、細川有希子委員、本田淳也委員、峯金容子委員、結城正名委員、米川泉子委員（五十音順）

（説明担当者）

永井首席家裁調査官、荒川家裁首席書記官、萩原家裁事務局長、東家裁事務局次長、大下家裁次席調査官、永瀬家裁訟廷管理官、七浦家裁総務課長

（事務担当者）

宮本地裁総務課課長補佐、赤尾家裁総務課課長補佐、山村地裁総務課文書係長

### 4 意見交換のテーマ

離婚調停を利用する当事者に、子どもの視点から考えてもらうために  
～子の利益に配慮した調停運営を目指して～

### 5 進行

(1) 新任委員自己紹介

(2) 委員長選出

(3) 前回委員会における意見交換についての報告

(4) 裁判所からの概要説明

(5) 意見交換

発言の要旨は別紙のとおり

(6) 次回の意見交換テーマ

未定

(7) 次回開催日時

未定

(別紙)

## 意見交換における主な発言の要旨

### 【委員長】

離婚調停において、子の利益に配慮した調停運営の改善や工夫について御意見をお聞かせいただきたい。

### 【委員】

父母ガイダンス動画（以下「動画」という。）はよくできていると思うが、父母がこれを視聴して受け入れられるか、余裕があるかどうかが問題である。また、離婚問題で負担を感じて精神科を受診することがある。その時に、子がどう思っているか、こちらから聞いたリ、場合によっては、必要な助言等をしたりしている。両親や子の性別、年代等で助言内容は変わってくる。

### 【委員】

父母が離婚や別居をした場合に、子にきちんと説明することは重要だが、自分の意志を強く持つ年齢になると、子に手続代理人を付ける制度があり、手続代理人は主に弁護士が担い、離婚後等の面会交流について子の意見を法律家の立場から代弁している。

### 【委員長】

15歳以上の子については子の意見を聞く手続があるが、それ以下の子の場合、調査官が子の調査を行うことがあるので、紹介してもらいたい。

### 【説明担当者】

まずは子の父母から話を聞き、父母が子の気持ちをどのように認識しているかを確認する。その結果、父母の認識が大きく異なるような場合は、父母の了解を得た上で調査官が子

と面接し、子自身の気持ちや考えを聞くことがある。小学校低学年の子でも面接の対象とすることがある。保育園や幼稚園に通う子の場合は、調査官が家庭訪問をし、その際に観察した子の様子や、親子関係から言えることを伝えることもある。

#### 【委員】

学校等では、子に対し、学校に相談できることをアナウンスしたり、子が不安に感じているような場合、他の相談機関を紹介することもあるが、子は、学校には言えないのではないかとと思われる。

#### 【委員】

学校の制度としては、小、中、高にスクールカウンセラーが配置されており、何か困りごとがあれば相談でき、親も相談できる。しかし、家庭内の事が原因の場合は、普段とは違う様子だったり休みがちになったりしてもその背景を把握しにくい。

別居してから調停を申し立てるということであれば、調停の前の段階で動画を視聴できるよう、ウェブサイトで周知するのがよいのではないか。

学校では喋ることが苦手な子、うまく言葉にできない子には、文字や絵で表現してもらうなどの工夫をしている。

#### 【委員長】

動画を視聴した父母に対するアンケートを検討している。このアンケートは、動画を見た父母の受け止めを確認するとともに、動画の内容を父母に振り返ってもらうことをねらったものだが、このアンケートの内容で目的が達成できるのかどうかなど、アドバイスがあればお願いしたい。

#### 【委員】

動画を見ながらチェックできる欄があるとよいのではないか。そうすることで自分の事

として見ることができるのではないか。

**【委員】**

アンケートの書式がシンプルなので答えやすいと思うが、調停委員が聞きたいこと、ポイントとして聞きたい点について調停の利用者がマル付けで選択できる方式にした上で、記述欄を設けるとよいのではないか。

**【委員】**

動画は、「こうあるべき」という主張を強く感じた。反省を促す内容であり、離婚調停に関わる人が受け止めきれぬだろうかと思う。事情聴取する場合、最初にこのような主張を出すと、相手が反発したり話さなくなってしまうことがあるので、まず言いたいことを言ってもらった上で、必要があれば「べき論」を主張していくようにしている。離婚調停に来る方々は自身が被害者だという認識がある方もいると思うので、いつどのように主張を示すか、慎重な配慮が必要だと思う。

**【説明担当者】**

離婚調停を利用する当事者の紛争状態は千差万別であり、動画をどのタイミングで視聴してもらうことが相当かも事案により異なる。事案によっては視聴を勧めない場合もある。

**【委員】**

面会交流は、まず面会する親と子の従前の関係性から安全が保たれるかを踏まえて面会の実施が相当かどうかを考えるが、危険がない場合でも、面会の条件について当事者間で揉める事が多い。面会をさせたくない気持ちが先立っている場合、面会交流の日時や受け渡し方法、面会場所、頻度等の条件設定がなかなか決まらなると感じる。

**【委員長】**

面会交流の実施について調整を進めた結果、調整がうまく進んだ例を紹介してほしい。

**【説明担当者】**

子の父親に対し強い拒否感がある母親だったが、調停を進めていく中で、調査官が母親と面接し、同居中の父子関係が良好であったことを共有し、夫婦の問題と親子の問題を切り離す作業を母親と進めていくことで、面会交流の実施に対する母親の気持ちが少し前向きになった。しかし、それでも父子交流実施に対する母親の不安があったため、まずは調査官立会いの下、裁判所内の児童室で父子交流を実施し、父の了解を得た上で父子交流の様子を母親にも見てもらい、母親の安心感を得た上で、面会交流を少しずつ軌道にのせていった事案がある。

**【委員】**

当事者のどちらかが子に暴力を振るっていた場合、面会交流を拒否できるという認識だが、この他に拒否できる事案や条件はあるのか。また、子側が面会したいという場合、子を引き取っている親は、子の意向を相手の親にどこまで伝えるのか。

**【委員長】**

面会交流が相当でないケースとして、親が子に暴力を振るっていた場合や、ある程度年齢が大きくて子が会いたくないという場合があり、面会の調整は難しい。

**【委員】**

事例ごとに判断していくことになるが、従前の夫婦関係により、監護している親が精神的ダメージを負っていて、子と別居親が会うことで精神状態が悪化し、監護に支障を来たす場合は、面会が難しいと考える事例もある。また、面会する親の精神状態によって面会を認めるのが相当でない場合もあるかと思う。

**【委員長】**

子がある程度成人に近く、監護している親は別居親と会わせたくないが、子は別居親と会いたいという場合の事例があれば紹介してもらいたい。

**【説明担当者】**

家裁は、子の利益を第一に考えて調整を進めていく。そのような事例の場合、子を監護している親の了解が得られれば、調査官が子と面接し、子から現在の生活状況や今後の生活に関する希望や考え、父母に対する思いなどを聴取し、その結果を書面にまとめて裁判官に報告する。その際、調査官が作成した書面を裁判官の許可を得て父母にも読んでもらった上で、父母双方に今後の面会交流の在り方を考えてもらうといった働きかけをすることがある。

**【委員長】**

本日は、様々な御経験を踏まえての貴重な御意見をいただいた。今後の取組を検討していく上で参考にしていきたい。